

特定健診実施率向上対策事業委託 企画提案競技実施要領

1 目的

「特定健診実施率向上対策事業委託」について、企画提案を募り、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託の内容

特定健診実施率向上対策事業委託仕様書による。

3 契約上限額

105,216千円（税込）

※印刷・発送費については、理想発送数（令和5年度対象者数×1.3）にて算出。

4 契約形態

（1）当業務の契約については、市町村（委託元：市町村）、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）（委託先：本会）及び業者（委託先：業者）の三者で契約を締結する。

（2）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※但し、本会と業者は別途、契約締結日から令和11年3月31日までの協定書を締結する。

5 参加資格要件

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

（3）本企画提案競技の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（4）宮崎県の市町村民税に未納がない者。

（5）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

（6）過去3年間（令和5年4月から令和7年7月まで）に、都道府県、他都道府県国民健康保険団体連合会もしくは保険者等の公的機関において特定健康診査受診率向上対策事業の受診勧奨業務を遂行した業務実績がある者。

（7）I SMS認証またはPマーク認証を取得している者。

6 企画提案競技実施の公示方法

本会ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公告 | 令和7年8月18日(月) |
| (2) 参加申込書受付締切 | 令和7年8月29日(金) 午後5時必着 |
| (3) 質問等の締切 | 令和7年9月3日(水) 正午必着 |
| (4) 質問等の回答 | 令和7年9月4日(木) |
| (5) 企画提案書等の提出締切 | 令和7年9月10日(水) 正午必着 |
| (6) 業者プレゼンテーション | 令和7年9月22日(月)～26日(金) |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年9月29日(月)～10月3日(金) |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月初旬 |

※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

①提出先

下記12を参照

②提出期限

令和7年8月29日(金) 午後5時必着

③提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

①企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

②提案書類

ア 企画提案書【原本1部、コピー5部】

- ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。
- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。

イ 会社概要(既存のもの)【1部】

ウ 見積書(様式任意)【原本1部、コピー5部】

- ・宛先は、「宮崎県国民健康保険団体連合会 理事長 清山知憲」とすること。
- ・「3 契約上限額」に掲げる上限額の範囲内で作成すること。
- ・経費の内訳書を添付すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

エ 誓約書【1部】

- ・別紙2により提出すること。

③提出先

下記 1 2 を参照

④提出期限

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）正午必着

⑤提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）業者プレゼンテーション

日 時：令和 7 年 9 月 2 2 日（月）～ 2 6 日（金）

具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

実施方法：オンライン会議形式（Z o o m）

①各社の審査順は、企画提案書の提出順とする。

② 1 社あたり、説明 2 0 分、質疑応答 1 0 分とする。

（4）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 3）を提出すること。

①提出先

下記 1 2 を参照

②提出期限

令和 7 年 9 月 3 日（水）正午必着

③提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。

（5）審査基準

審査基準表（別紙 4）を参照すること。

（6）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。なお、提案者が 1 者の場合、提案者の得点が満点の 6 割に達したときは、受託候補者として選定する。

（7）審査の通知

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）から 1 0 月 3 日（金）（予定）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当該手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ①当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ②提案書を期限までに提出しないとき
- ③提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者、本会及び参画市町村は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎県国民健康保険団体連合会財務規則（昭和40年7月30日規則第10号）第33条の2第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第33条の2第1項各号に該当するときは免除とする。

11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 本事業及び上限額については、参画市町村の予算等の議決状況によっては事業の廃止又は変更があり得ることを了承すること。
- (5) 市町村数については、想定数として示しており、全市町村との契約を保証するものではない。
- (6) 本会と業者において、3年間、受託候補者である旨の協定書を締結するが、全市町村において事業の意向がない場合、契約しない年度もあることを了承すること。

1 2 書類提出及び問合せ先

(1) 住所

〒880-8581

宮崎市下原町 2 3 1 番地 1

(2) 担当

宮崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課 保険者支援係

(3) 連絡先

電 話 番 号 : 0 9 8 5 — 2 5 — 5 2 0 8

ファックス番号 : 0 9 8 5 — 3 1 — 4 3 8 8

メールアドレス : jigyous2@kokuhoren-miyazaki.or.jp